

- 日本が成熟社会を迎えている中であって、地域社会における諸課題は複雑化しており、それを画一的な方法で解いていくことはできず、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な対応が求められており、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会を作るためには、地方の自主性及び自立性を高める必要がある。
- 他方、新型コロナウイルス感染症への対応においては、ワクチン接種や病床の確保など、国と地方が一体となって取り組む必要があることが明らかとなるなど、国と地方の新たな役割分担の検討も求められている。また、東京一極集中による、都市部での災害や感染症のリスクの高まりや、地方の過疎化をはじめとした地方と都市との格差是正を進める必要があることから、行政のデジタル化の推進が不可欠である。
- 国の政策目的を達成するための手段として、一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけが地方公共団体の事務の負担になっているとの指摘がなされている。  
このことについて、全国知事会ではワーキングチームを設置し検討が行われたほか、提案募集方式の下でも地方から改善の提案が毎年数多く提出されており、また国会においても質疑が繰り返されるなど、地方のみならず国においても強い問題意識が持たれている状況である。

# 計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について

- 計画等の策定及びその手続に関しては、平成21年の地方分権改革推進委員会第三次勧告において、義務付け・枠付けにおいても特に問題のある事項として、分類とそれぞれの分類に応じた具体的に講ずべき措置が示され、一定の見直しがなされてきたところであるが、前述の問題意識を踏まえ、当会議において調査を行った結果、計画等の策定に関する規定の数は、平成22年から令和2年までの10年間で約1.5倍に増加しているという状況であることが明らかとなった。これらの規定の中には、計画等の策定を義務付けるもののほか、計画等の策定を努力義務やできる規定としながら、計画等を策定することを財政支援等の要件としているような、いわば実質的な義務付けとしている例もみられるところである。
- 以上の結果、地方公共団体においては、増加し続ける計画等に係る業務への対応に多大な労力を要している面がある。特に、各府省の業務は、都道府県では「部」に、市町村では「課」に相当する組織において担われており、新たに一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけは、いわば「逆三角形の構造」で現場の負担を増すこととなっていることに留意すべきである。
- 計画等に係る事務は、行政を効率的かつ計画的に行って行政目的を達成するための手段であり、新たな計画等の策定や手続に係る事務によって大きな負担が生じた結果として、達成されるべき行政目的そのものに係る事務への対応に注力できない状況は、行政の在り方として本末転倒ともいえる状況である。

# 計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について

- 地方の自主性及び自立性を高めるためにも、義務付け・枠付けについて見直しを行ってきた第二次勧告及び第三次勧告の趣旨を踏まえれば、一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけは、一般的な法令制定の形であれ、個別の関与の形であれ、必要最低限とされるべきである。

国と地方が一体となり、かつ、それぞれの分担する役割を果たしながら、迅速かつ効率的に行政を進める必要がある今、地方公共団体における計画等に係る事務について負担の軽減を図り、地方公共団体が本来注力すべき地域の総合的な行政の機能を十分に発揮していく必要がある。

- このため、当会議としては、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、以下の視点に十分留意しながら、計画等の策定及びその手続に係る一般通則的ルールを明確化した上で、一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけについて、真に必要なものに限るとともに、新たなものについてもできる限り抑制するべきと考える。

- ① 施策を推進する目的やその効果に対し、一定の方式による計画の策定等を求める手法が必須かどうか。
- ② 団体の規模の如何にかかわらず、全国一律に策定を求めることが適当かどうか。
- ③ 他の地方公共団体と共同での策定も可能であることを原則とすべきではないか。
- ④ 当該事項と関連する他の事項の計画と一体をなす形での策定や、当該事項を包括する総合的な計画の中に織り込む形での策定も可能であることを原則とすべきではないか。
- ⑤ 計画に定めるべき事項及び策定手続(変更手続を含む。)については、地方の自主性に委ねることを原則とすべきではないか。